

石綿障害予防規則について

事業者向けアスベスト講習会
 令和2年2月17日(月)、2月28日(金)
 札幌東労働基準監督署 安全衛生課
 労働基準監督官 森部俊亮

石綿除去等作業に係る現状の主な規制一覧

	吹き付け石綿				保温材、耐火被覆材、断熱材 (著しい粉じん発散のおそれがある場合)				その他 材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他 除去	封じ込め・ 囲い込み (切断などを 伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去 (切断など を伴う)	除去 (切断など を伴わな い)	封じ込め・ 囲い込み (切断などを 伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出 (労働安全衛生法第90条 関係)	○								
事前届出 (第5条関係)		○	○	○	○	○	○	○	
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の 選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用 (第14条関係)	●	●	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置 (第6条関係)	○	○	○		○		○		
作業者以外 立入禁止 (第7条関係)				○		○		○	
関係者以外 立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●：電動ファン付き呼吸用保護具に限る。

事前調査の掲示（石綿則第3条）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出
石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出

を行っております。
 石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:		届出先及び届出年月日		発注者等(大気汚染防止法による届出者)	
		労働基準監督署		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
		都・道・府・県 市・区		住所	
調査終了年月日		平成 年 月 日			
看板表示日		平成 年 月 日			
解体等工事期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
特定粉じん排出等の作業期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
調査方法の概要(調査箇所)				元請業者(特定工事の施工者かつ調査者)	
				氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
				住所	
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)				現場責任者氏名	
				連絡場所 TEL	
				を石綿作業主任者に選任しています。	
				調査者(分析等の実施者)	
				氏名又は名称	
				住所	
				その他必要な事項	
特定粉じん排出等作業の方法		特定建築材料の処理方法			
		除去・塵い込み・封じ込め・その他			
粉じん/排気装置	機種・型式・設置数				
	排気能力(m ³ /min)				
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)				
	使用する資材及びその種類				
	その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法				
	備考:その他の条例等の届出年月日				

各種掲示物



石綿則第15条

石綿則第33条

石綿則第19条、20条

(作業主任者氏名及び行わせる事項の周知の義務については安衛則第18条)

- ①石綿作業を行う各事業場の作業主任者の氏名が周知されているか。
- ②作業員名簿等で把握していない事業場の者でないか。

石綿則第34条

その他、石綿廃材の一時保管場所（石綿則第32条）の掲示など

隔離養生（石綿則第6条）

- 届け出の通り隔離養生が作られているか。
- 負圧除じん機の位置は計画通りか。
負圧になっているか。
負圧除じん機は届出の性能を有するものか。
- 前室（セキュリティーゾーン）は適正に設けられているか。
洗身室のエアシャワーの風向きは適正か。

各種資材・薬剤・保護具関係の備え付け

- 届出通りの機材・資材等が備え付けられているか。
必要量の飛散抑制剤・飛散防止剤等薬剤があるか。
- 保護具は適切なものを選択しているか。
①適切な防じんマスクを選択しているか。
②フィルターの汚染、面体の破損、変形等がみられないか。
- 立ち馬（ペガサス）等、養生内に持ち込む資材に破損等ないか。

工事・建設現場としての管理

隔離養生は、
足場や架設通路を兼ねていることが多い！

- 足場・架設通路としての構造が適切か。
（手すり等の**墜落防止・物の飛来落下防止**・壁つなぎや控え・脚部の滑動防止等）
- 使用前に点検を行っているか。

◎隔離養生撤去時の清掃は重点的に実施すること。
→**仮設業者の石綿ばく露防止のため。**

化学物質使用上の管理

石綿除去作業に使用される薬剤は、
有機則、特化則の適用のないものが多いが...



安全データシート（SDS）に基づく措置の実施

- 人体への影響はあるか。
- 防毒マスク、保護衣等の保護具が必要か。
- 換気が必要か。

以上を検討し、SDSを使用して労働者へ教育を！

石綿則改正についての現状

令和2年1月06日（月）

（協会の）
労働基準局安全衛生部化学物質対策課
課長 塚本 勝利
課長補佐 中村 宇一
副主任中火労働衛生専門官 高村 登紀子
（代表電話）03(5253)1111
（内線5511,5516）
（直通電話）03(3502)6756

報道関係者 各位

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の中間とりまとめを公表します

厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」（座長：豊嶋俊典 前独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所長）は、このたび、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等に関する中間とりまとめを行いましたので、公表します。

石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想されています。そのため、現在の技術的知見をも踏まえて、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められています。こうした状況の中、検討会では、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等に関する検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に役立てることを目的に、平成30年7月から5日にわたり開催してきました。

検討会では、引き続き石綿ばく露防止対策等に関する検討を行い、今年度末を目途に、報告書を取りまとめる予定です。厚生労働省としては、報告書のとりまとめの後、労働安全衛生法に基づく石綿曝露予防規程の改正などを検討する方針です。

1 報道・広報

- 厚生労働省広報基本方針
- 大府記者会見
- 報道発表資料
- 広報・出版
- 行事・会議の予定
- 国民接種の場

関連リンク

- 情報提供サービスメールマガジン
- 子どものページ

携帯ホームページ

携帯ホームページでは、緊急連絡や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

今年度末、報告書とりまとめ

↓

その後、具体的な法改正を検討

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 中間取りまとめ【概要】

現行		見直し案（中間取りまとめ）	
<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">計画届 ※十四日前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p>	<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">計画届（レベル2も計画届） ※十四日前</p> <p>事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・保存 掲示 湿潤化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断</p>
<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">作業届 ※工事開始前</p> <p>湿潤化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断</p>	<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p>責任隔離 隔離解除前の取り残し確認等</p>
<p>レベル3 スレート、Pタイル、ケイ酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p>		<p>ケイ酸カルシウム板1種※2</p> <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>隔離 ※責任は不要</p>

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事（年約20万件）及び請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（年約200万件）
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い
 注 令和元年12月検討会で合意された事項

①事前調査に関する改正

- **事前調査の方法の具体化**
→現地調査、調査範囲、調査手法を規定。
- **吹き付け材に対するみなし規定の適用**
→石綿則第3条但し書きで、吹き付け石綿を除外しない。
- **事前調査を行う者の要件の新設**
→一定の講習を修了、又は同等以上の知識・経験（後述）
- **分析を行う者の要件の新設**
→一定の講習を修了、又は同等以上の知識・経験
- **事前調査結果の記録**
→調査結果詳細を現場に備え付け、保存期間を規定

事前調査を行う者に関する改正の見通し

- 新たな建築物石綿含有建材調査者講習制度では、石綿作業主任者も講習の受講可能。
- 新制度が発足した場合、石綿作業主任者にこの講習の受講を推進することが想定される。
(一戸建て住宅に特化した講習も行う予定)

現行の「一定の知見を有し、的確な判断ができる者」 (平成24年5月9日基発0509第10号)	改正後
建築物石綿含有建材調査者（現行） (制度の主体：国土交通省)	→ 特定建築物石綿含有建材調査者 (制度の主体：厚生労働省、国土交通省、環境省)
(新区分)	→ 建築物石綿含有建材調査者
石綿作業主任者技能講習修了者であって、石綿建材の除去等の経験を有する者 ※石綿作業主任者は、事前調査に特化した講習を受講したものではないことから、事前調査に関する講習を受講するなど一定の知識を有することが望まれる (石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル)	→ (削除) ※上記の「建築物石綿含有建材調査者」を推奨していく。(石綿作業主任者技能講習修了者は、新たな調査者講習(講義)を修了することにより、新たな調査者となる)
(一社)日本アスベスト調査診断協会の登録を受けた者	変更なし(民間資格)

②解体・改修工事開始前の届出の改正

• 解体・改修工事にかかる届出制度の新設

以下の基準に該当する工事は、**石綿含有の有無に関わりなく**、原則として**電子届**により、事前調査結果等を労働基準監督署に届出なければならないこととする。

- | |
|---|
| 1. 解体工事部分の床面積の合計が80m ² 以上の建築物の解体工事
2. 請負金額が100万円以上である建築物の改修工事 |
|---|

• 計画届の対象拡大

いわゆる**レベル2**の石綿含有保温材等の除去作業
 →**計画届の対象へ変更**

電子届イメージ

建材の種類	石綿含有の有無			石綿含有無しと判断した根拠 ※石綿含有が無い場合のみ記載 ①目視及び設計図書 ②分析 ③メーカー証明 ④着工年月日	作業の種類 ※石綿含有が有の場合のみ記載			破砕、切断等の有無		左記の石綿含有建材に係る作業時の措置 ※届出時点で予定している措置を記載 ①真空隔離、②養生、③湿潤化、 ④呼吸用保護具の使用
	有	なし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
圧入断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折返断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材（吹付け材を除く、ケイ酸カルシウム第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
ケイ酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
その他の建材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□

計画届対象拡大イメージ

	吹き付け石綿				保温材、耐火被覆材、断熱材 (著しい粉じん発散のおそれがある場合)				その他 材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他 除去	封じ込め・ 囲い込み (切断などを 伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去 (切断など を伴う)	除去 (切断など を伴わない)	封じ込め・ 囲い込み (切断などを 伴う)	囲い込み (切断などを 伴わない)	除去
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出 (安衛則第90条 関係)	○								
事前届出 (第5条関係)									
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の 選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護員の着用 (第14条関係)	●	●	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置 (第6条関係)	○	○	○		○		○		
作業者以外 立入禁止 (第7条関係)				○		○		○	
関係者以外 立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③除去作業時の措置に関する改正

- 隔離を解く際の規制の強化
→石綿の除去が完了したことを確認しなければ
隔離を解いてはならない旨規定。
- グローブバッグ工法採用時の措置の具体化
- ケイ酸カルシウム板第1種に対する措置の規制
→破砕する場合の湿潤化及び周囲の隔離を規定。
- 作業実施状況の記録の規制
→作業計画通り施工されたことを確認するため、
写真等により記録を行うよう規定。

第79回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ 北の大地から 新たに築こう 安全・健康・快適職場



令和2年10月7日（水）～9日（金）



ご清聴ありがとうございました